

2025年度「高等教育の修学支援新制度」 申込要領

(新制度 在学定期採用(一次))

「高等教育の修学支援新制度」は、学部学生(留学ビザの外国人留学生を除く)を対象にした、授業料等免除と給付奨学金による国の修学支援制度です。事情によりどちらか片方の支援のみを希望する場合(例:他の奨学金との併給制限のため授業料免除のみを希望する場合)でも給付奨学金への申請は必ず行ってください。

※併給不可とする奨学金でも、本制度や本制度による授業料免除のみの利用を認めている場合があります。個別の奨学金の取扱いについてご不明な点はお問い合わせください。

「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第八号)の改正により、「高等教育の修学支援新制度」が拡充され、生計維持者(原則として父母2名)の収入を問わず、多子世帯に該当する場合(学生本人が3人以上の子の生計を維持する者に生計を維持されている場合)、入学料および授業料が全額免除となる見込みです。(※本要項作成時点では改正法案が成立していません。)

多子世帯に該当する場合の入学料および授業料の免除についても「高等教育の修学支援新制度」の枠組に沿って実施されますので、支援を希望する方はこの要領に従い、申請してください。

【制度についての解説】(文部科学省ウェブサイト) 高等教育の修学支援新制度 特設ページ
<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

本紙でご案内する申込の流れは、給付奨学金案内p. 24「申込手順等」と一部異なります。
申込は本要領の記載に沿って行ってください。

配布書類

※5番の書類を除いて全てウェブサイトに掲載します。

1. 2025年度「高等教育の修学支援新制度」申込要領(本紙)
2. 2025年度在学者用 給付奨学金案内(青色の冊子データ。以下、「給付奨学金案内」)
3. スカラネット入力下書き用紙(給付・貸付共通)【大学等(大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程))用】
4. 入学料及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書 **A様式1**
5. 「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット(黄緑色の封筒)

※専用封筒および個別のIDが含まれるため、ウェブサイトには掲載していません。3. 入力下書き様式の提出時に窓口でお渡しします。

6. 学修計画書(以下よりダウンロードして作成してください)

<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html>

一橋大学>在学生の方へ>経済支援>高等教育の修学支援新制度

7. 通学形態変更届(自宅外通学)(給付様式35)
8. 申込チェックシート



申込資格等

以下の1～4の基準全てを満たすこと

1. 学業成績等に係る基準 → 給付奨学金案内p. 8

- ※ いずれの要件を採用する場合であっても「学修計画書」を全員提出してください。
- ※ 修得単位数が不足し廃止要件（留年等）に該当する場合は、GPA（平均成績）の要件を満たした場合であっても申込資格がありません。本制度における「標準単位数」は、卒業必要単位数÷修業年限（4年）×在学年数により算定します。
新2年生：31単位以上、新3年生：62単位以上、新4年生93単位以上の修得単位数が必要です。
新1年生については修得単位数の要件はありませんが、出願時に提出した高等学校等の調査書を確認します。
- ※ 学業基準を満たさないことについて、傷病・被災等のやむを得ない事由がある場合は、審査で考慮される場合がありますので、事前にご相談ください。

2. 家計の収入基準（住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯）→ 給付奨学金案内pp. 9－10

- ※ マイナンバーにより2023年1月から12月の収入に基づいて審査されます。家計急変（事由発生日より原則3か月以内、新入生で入学前々年（2023年）1月以降に発生した事由による申請は入学後3か月以内）により収入基準を満たすと思われる場合は、学生支援課に相談してください。
- ※ 多子世帯に該当する場合の入学料・授業料の免除申請にあたっては家計の収入基準がありません。ただし、その場合でも3. 家計の資産基準がありますので、よくご確認ください。

3. 家計の資産基準（本人及び生計維持者の資産）→ 給付奨学金案内p. 11, p. 18（対象となる資産の範囲についても記載があります）

- ※ 2025年度から給付奨学金の資産基準が2,000万円から5,000万円に引き上げられました。昨年度まで資産基準により採用されなかった方も新しい資産基準を満たした場合には採用されますので、心当たりのある方はご申請ください。
- ※ 多子世帯に該当する場合の入学料・授業料免除に係る資産基準は3億円未満になります。基準を超過する資産を有する場合は、収入の多寡を問わず入学料・授業料の免除が受けられませんので、よくご確認ください。

4. その他の基準（高校卒業から大学入学までの期間、外国籍の学生は在留資格等）→ 給付奨学金案内pp. 6－7, p. 14

申込期間

2025年4月1日(火)～5月8日(木) (厳守)

- 学生支援課窓口の開室時間は8:30－17:15（土日祝除く）までです。配布書類5. 「奨学金確認書兼地方税同意書」は指定の封筒で日本学生支援機構へ送付してください。申込期間及び開室時間を過ぎた場合は一切受け付けませんので余裕をもってご準備ください。
- 申込期間の締切は3. スカラネット入力下書き用紙の窓口提出だけでなく、インターネット（スカラネット）入力まで完了させる期限です。下書き様式の提出のみで申込期間を過ぎた場合、申請は無効になりますので窓口提出はなるべく大型連休前までをお願いします。

結果通知

2025年7月頃、大学Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）宛にお知らせします。

選考状況は、スカラネットにログインしてメインメニューからも確認できます。

採用者には必要書類を交付します。採用書類交付前に初回振込が行われることがあります。

支援内容

区分	授業料免除率	給付奨学金月額		支援開始時期
		自宅外通学	自宅通学者	
第Ⅰ区分	全額免除	66,700円	29,200円	2025年4月 (第1回目の入金は7月になり、開始からの4か月分が一度に振り込まれます。)
第Ⅱ区分	2／3免除	44,500円	19,500円	
第Ⅲ区分	1／3免除	22,300円	9,800円	
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	全額免除	16,700円	7,300円	
多子世帯 (第Ⅰから第Ⅳ区分を満たさない場合)	全額免除	0円	0円	給付奨学金は支給されません。入学科・授業料のみが適用されます。

- ※ 支援区分の基準の目安(多子世帯を除く)については給付奨学金案内p. 9を参照してください
- ※ 収入基準・資産基準により支援区分が第Ⅱ区分および第Ⅲ区分にあたる方で、多子世帯の要件を満たしている場合には支援区分が「第Ⅱ区分(多子世帯)」、「第Ⅲ区分(多子世帯)」に決定されます。この場合、授業料の免除率が全額免除になりますが、給付奨学金の月額は第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の額から変わりません。
- ※ 多子世帯を対象とした入学科・授業料免除の拡大に伴い、これまで第Ⅳ区分(多子世帯)に該当していた方は入学科・授業料の免除割合が1／4から全額に引き上げられます。多子世帯に該当しない場合、支援区分が第Ⅳ区分に決定されても、授業料免除・給付奨学金を受けることが出来ません。(第Ⅳ区分に決定された方で、私立大学の理工農学系に在籍している場合には給付奨学金が支給されますが、本学は対象となりません。)
- ※ 本人または生計維持者からの家賃支払いが発生していない場合等、要件を満たさない場合は自宅外通学の扱いにはなりません。
- ※ 生活保護世帯・児童養護施設等から自宅通学する方の月額は給付奨学金案内p. 15(注1)参照してください。
- ※ 第一種奨学金と「高等教育の修学支援新制度」を同時に利用する場合、第一種奨学金の月額が調整されます。➡給付奨学金案内p. 19, p. 21

申込の流れ

本学では「奨学金確認書兼地方税同意書」および識別番号を、記入済みのスカラネット下書き用紙を含めた申込書類一式を提出した方にもお渡しする手順で行います。

- 1 申込書類一式の準備・スカラネット入力下書き用紙の記入・学生支援課への提出
- 2 学生支援課にて奨学金確認書兼地方税同意書と識別番号を受領
- 3 受け取った識別番号を使ってスカラネット(奨学金の手続を行うサイト)にログイン
必要事項の入力と送信
- 4 マイナンバー提出用サイトからマイナンバー(本人および生計維持者)を提出
- 5 日本学生支援機構へ奨学金確認書兼地方税同意書を郵送

※ 事情によりマイナンバーを提出できない場合(例:海外在住等)、別途手続きが発生します。学生支援課にご相談ください。

1-1 申込書類の準備 ➡給付奨学金案内p. 24

- 【全員】学修計画書の様式をダウンロードし、作成してください。
<https://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html>
一橋大学>在学生の方へ>経済支援>高等教育の修学支援新制度
- 【全員】スカラネット入力下書き用紙(給付・貸付共通)
- 【全員】申込チェックシート
- 【全員】**A様式1**入学科及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書
※新入生で、入学手続の際に「入学確約書」等と同時に提出済の方は不要です。
- 【該当者のみ】奨学金案内p. 26の2～7に該当する方はそれぞれ準備してください。
- 【該当者のみ】通学形態変更届(自宅外通学)(給付様式35)および自宅外通学を証明する書類:
・給付様式35は記入方法を参照して作成してください(一部空欄での提出を指定している欄があります)。
・証明書類は原則、アパート等の「賃貸借契約書」コピー。本学の学生寮の入居者は入居許可書で構いません。

1-2 スカラネット入力下書き用紙の作成

スカラネット入力下書き用紙に必要事項を記入してください。

【スカラネット入力下書き用紙作成時の注意】（内はスカラネット入力下書き用紙のページ番号）

- 1 スカラネット入力期限：5月8日の25時までです。
受付番号：この時点では空欄で構いません。（サイトで入力した際に発行されます。）
ユーザID・パスワード：この時点では空欄で構いません。（学生支援課提出時にお渡しする「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット内にあります。）
- 2 ログイン：この時点では空欄で構いません。（学生支援課提出時にお渡しする「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット内にあります。）
登録するメールアドレスへ、jsas@ses.jasso.go.jp から認証コードが送信されます。
メールアドレス・申込ID・変更したパスワードは控えておいてください。再ログイン時に必要です。
同意事項の確認：「同意します」にチェックを入れてください。
①-あなたの氏名・誓約情報：誓約日のみ空欄で構いません。（スカラネットに入力する日が該当します。）
- 3 ②-奨学金申込情報：授業料等減免について「希望しません」を選択する場合は事前に学生支援課にご確認ください。
- 4 ③-あなたの在学情報：
1(2)学籍番号：8桁すべて入力し、**英字（チェックディジット）は大文字**としてください。
(4)「いいえ」を選択してください。
(5)学年：過去に休学等があった場合、年次の数え方がずれることがあるため、学生支援課にご確認ください。
(9)修業年限：学年にかかわらず「4年0ヵ月」を入力してください。現時点から卒業までの年数ではありません。
(10)大学住所：「186-0004 東京都国立市中2-1」としてください。※郵便番号にご注意ください。
(11)通学形態：「自宅外通学」を選択する場合は**当てはまるものを全て**選択してください。
- 6 ④-奨学金給付額情報1. (1)支給停止の希望：他団体の奨学金採用に伴い、給付奨学金との併給が認められない場合等に「はい」を選択します（学生支援課まで必ずご確認ください）。その他の方は「いいえ」を選択してください。
- 7~9 ⑤-貸与奨学金を併せて申込み方のみ記入します。
- 9 ⑥-あなたの履歴情報：全員が記入が必要です。
- 10 ⑦-保証制度：貸与奨学金を併せて申込み方のみ記入します。
- 10 ⑧-貸与奨学金返還誓約書情報・給付奨学金本人情報
(4)現住所：住民票上の住所に関わらず、現在居住している場所の住所を記入してください。
- 11~12 貸与奨学金を申込み方は希望する保証制度に応じて記入してください。
- 12 ⑨-あなたの家族情報：「生計維持者」は（専業主婦(夫)等、収入の有無に関わらず）原則父母の両方です。
死別・離婚等により完全に別生計の場合は片方のみとなります。誰を指すか分からない場合は学生支援課に確認してください。
- 17~18 緊急採用・応急採用（貸与奨学金）、家計急変採用（給付奨学金）を希望する方のみ記入が必要です。
その場合は事前に学生支援課へご相談ください。
- 19~20 この時点では空欄で構いません。（サイトで入力した際にご確認ください。）

- 1-3 申込書類の提出 →「申込チェックシート」を参照しながら不備がないか確認ください。
全ての書類を記入後、申込期間内に以下の申込書類一式を学生支援課窓口へ提出してください。

【申込書類】

- ① 申込チェックシート
- ② **A様式1** 入学料及び授業料減免の対象者の認定に関する申請書
(入学手続き時に提出済みの新入生除く)
- ③ スカラネット入力下書き用紙(給付・貸付共通) 3の作業の為、コピーをとってください。
- ④ 学修計画書(ダウンロードし作成の上、両面印刷で提出)
- ⑤ その他の証明書類等(該当者のみ) → 給付奨学金案内p. 26
- ⑥ 通学形態変更届(自宅外通学)(給付様式35)および自宅外通学を証明する書類(本制度における「自宅外通学」に該当する者のみ。様式35は1枚目のみの提出)

2 奨学金確認書兼地方税同意書と識別番号の受領

1-3 申込書類提出時に、日本学生支援機構へ郵送が必要な奨学金確認書兼地方税同意書と識別番号をお渡しします。

3 インターネット(スカラネット)入力・送信

記入したスカラネット下書き用紙に従い、下記の「識別番号(ユーザID・パスワード)」及び「マイナンバー提出書」に記載の申込ID・パスワードを使って、スカラネットの入力を完了させてください。

識別番号	
ユーザID : 104013 01	パスワード : ud4zf3fz

スカラネットURL <<https://www.sas.jasso.go.jp/>>

- スカラネットの利用時間は8:00~25:00です。
- 各学校で申込期間が異なるため、期限を過ぎても申込が進む場合がありますが、本学の申込期間内に入力された分のみ有効です。
- スカラネット入力は一時保存が可能です。が、本学の申込期間内に送信完了していない場合、申込は受け付けません。
- 入力終了後に内容訂正が必要となった場合は、学生支援課で修正しますので申し出てください。



スカラネット入力後、受付番号が表示されます。
下書き用紙の写しの受付番号欄に必ず控えておいてください。

4 マイナンバーの提出 → 給付奨学金案内pp. 31-35

スカラネット入力完了後、申込期間内にマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出してください。
マイナンバーを提出できない場合、1-3 申込書類提出時に「マイナンバーに代わる書類」を学生支援課に提出しているので、この作業は不要です。「マイナンバーに代わる書類」を提出していない状態で、マイナンバー提出用サイトからマイナンバーを提出しない場合は奨学生として採用されません。

5 奨学金確認書兼地方税同意書の記入および郵送

- 父母共にいらっしゃる方は、収入に関わらず「生計維持者」は父・母両方になります。
離別、死別等の場合はどちらか1名になることがあります。また、特別な事情のある方(家庭内暴力を受けて避難している方等)は生計維持者が誰になるか学生支援課に確認してから提出してください。
- マイナンバーの提出後 1週間以内に、申込者本人の身元確認書類を貼り付けた奨学金確認書兼地方税同意書を専用の提出用封筒(長3・黄緑色)を使用して郵便局の窓口から簡易書留で郵送してください(学生支援課では受付できません)。
- 「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載されている「申込ID」と「パスワード」は後日必要になることがありますので、提出前に写真を撮っておく等、必ずメモを取ってください。

- 奨学金確認書兼地方税同意書の不備照会は日本学生支援機構から申請者へ直接行われます。連絡があった場合は速やかに対応してください。

※日本学生支援機構貸与奨学金と同時申込の場合、奨学金確認書兼地方税同意書は1通のみの送付で足りません。申込ID・パスワードや記載情報がスカラネットへの入力内容と一致している必要があることに注意してください。

申込手続きは以上です。以下の連絡事項もご確認ください。

その他



- 本紙を含め、配布書類については一部を除き窓口では配布していません。

一橋大学>在学生の方へ>経済支援>高等教育の修学支援新制度 <http://www.hit-u.ac.jp/shien/campuslife/tuitionsupport.html>

- 前頁のほか、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- 提出書類や申込内容に不備・確認事項があったときは、大学Gmailへ連絡します。大学が指定した期限内に不備が解消しない場合、審査対象とならないことがあります。

採用後の手続き等

- 「在籍報告」、が年に1度(4月)、家計状況に係る「適格認定」が年に1度(8-9月)、学業に係る「適格認定」が年度末に1度(3月)にある等、年間を通じて重要な手続きがあります。手続きを怠った場合、支援が打ち切られることもありますので、大学からの連絡(大学Gmail)を必ず定期的に確認してください。大学からの連絡を見落としたことによる救済は一切行いません。
- 本制度は、標準修業年限で卒業できないことが確定した時点(留年等)で支援が打ち切られます。また、修得単位数や成績状況、その他学修意欲の確認状況により、廃止(支援の打ち切り)や「警告」(2年連続で受けると「停止」または「廃止」)の措置がとられます(例:2年連続してGPAが同学部・同学年の下位1/4の場合、支援が停止または廃止されます。また、学修状況が極めて悪い場合は廃止に加えてそれまでの給付奨学金の返還が命じられます)。
→給付奨学金案内p.36

関連サイト

(日本学生支援機構Webサイト)進学資金シミュレーター
支援の対象となるか、どれくらいの支援が受けられるか、大まかに調べることができます。
<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

※利用可能な奨学金に関するシミュレーション結果は参考です。採否を確定するものではありません。



書類提出先・問合せ先

一橋大学 学生支援課 奨学事業係 JASSO新制度担当

(国立西キャンパス本館1階) ※窓口は月～金(祝日を除く)8:30～17:15

〒186-8601 東京都国立市中2-1

E-mail: scholarship@ad.hit-u.ac.jp

奨学金その他経済支援に関わる連絡は、大学Gmail(学籍番号@g.hit-u.ac.jp)宛に行います。

- メールを定期的に確認する・普段使用するアドレスに転送する設定を行うなど、重要な連絡を見逃さないようにしてください。
- 不備があったときに連絡することもあります。緊急時はこちらで把握している携帯番号にかけるともあります。
- 大学が指定した期日までに連絡が取れない場合、審査対象外となることや奨学金停止等の不利益が生じることがあります。